

インフラDX推進事業実施要領

インフラDX推進事業の実施については、インフラDX推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

（目的）

第1条 建設業従事者の減少や高齢化が進む中、頻発化・激甚化する災害への即時対応や、インフラ施設の整備・維持管理を将来にわたって持続的に実施するため、県内建設業者においては、建設現場の生産性向上及び働き方改革のさらなる推進が求められていることから、本事業は、ICT活用工事の普及による建設現場の生産性向上や、現場事務作業のバックオフィス化による業務効率化等によって、インフラDXの推進に取り組むことを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、「補助対象者」とは第1号から第6号までのすべての要件に該当する者をいう。

- (1) 秋田県内に主たる営業所を有し、秋田県の建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 県の融資（間接融資を含む。）に係る債務の履行を怠っていない者であること及びその他不正又は不誠実な行為をするおそれがないと認められる者であること。
- (5) 県が行う競争入札に関して指名停止措置等を受けていないこと。
- (6) 本事業を的確に遂行するに足る能力を有すること。

（補助対象事業）

第3条 補助対象事業は、第1条に掲げる目的のために補助対象者が実施する次のいずれかの事業とする。

- (1) 3次元設計ソフトウェアの導入
- (2) 現場事務作業のバックオフィス化に向けた環境整備
（システム等導入、人材育成のための講習受講等に必要な経費）

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費として認められるものは、第1号に該当するものをいい、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は対象としない。

- (1) 前条にかかる導入経費。このうち、導入経費にはシステムが推奨するスペックを満たしたPCや補助事業の実施期間にかかるソフトウェア等の使用料を含む。
(PCの購入のみや新規導入以外のソフトウェア等の使用料のみは補助対象としない。)

2 次に掲げるいずれか一つ以上に該当する場合は前項で定める補助対象経費として認めない。

- (1) 国や地方公共団体等が交付する補助金等の対象である経費。
- (2) 交付決定日前に注文、又は契約したものにかかる経費。
- (3) 本事業の対象として明確に区分することができない又は証拠書類により金額等を確認することができない経費。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内(千円未満の端数切り捨て)とし、上限額及び交付回数は次のとおりとする。

- (1) 上限50万円 1建設者につき1回

(採択申請)

第6条 第4条第1号にかかる補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) インフラDX推進事業採択申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) 誓約書(様式第4号)
- (5) 経費の算出根拠となる資料(見積書、システムの概要がわかる資料等)

(選定)

第7条 知事は、前条の規定により、書類を提出した者(以下「採択申請者」という。)が提出した書類について受付順に審査し、補助の対象とする事業者(以下「補助対象事業者」という。)を受付順に選定する。なお、前条で規定する採択申請日から第9条で規定する交付決定日までの間において、採択申請者が第2条に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された場合は、その採択申請者にかかる採択申請を無効とする。

2 同一の受付時刻に複数の採択申請者があり、交付できる補助金の上限に達した場合

は、抽選により受付順を決定する。

- 3 受付時刻は、電子メールの受信日時とする。
- 4 知事は、補助対象事業者の選定結果を、速やかに各採択申請者に対して通知するものとする。
- 5 知事は、補助対象事業者及び当該者が実施する補助対象事業の概要について、ホームページ又は印刷物等により、公表することができる。

(補助金の交付申請等)

第8条 補助対象事業者として選定された者（以下「補助事業者」という。）は、別に定めるところにより、補助金の交付申請その他必要な手続を行うものとする。

(実施期間等)

第9条 補助事業（補助事業者が実施する補助対象事業をいう。以下同じ。）の実施期間は、知事が補助金交付決定の通知をした日から、補助事業者が補助事業を完了する日と補助金交付決定通知をした年度の2月27日のいずれか早い日までとする。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の9月末日までに、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 活用状況報告書（様式第5号）

(財産の管理)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

附 則（令和7年3月12日技管－813）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。